

IV にぎわいと活力にみちたまちづくり

◎本市を支える産業の振興

(施) 中小企業金融対策費 (経済部 商工労政課)

807,467千円 (815,676千円)

1 事業目的

資金繰りに苦慮している市内中小企業者に対し、新居浜市中小企業振興資金等融資制度を活用し、資金需要に対応するとともに、市制度融資利用者に対して利子補給を実施することにより、中小企業の資金繰りの安定化を図る。

2 事業年度

昭和27年度～

3 21年度の事業概要

制度名	中小企業振興資金		中小企業緊急経営資金	中小企業設備近代化資金
	長期	季節		
融資対象	市内で1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者及び組合			市内で事業を営んでいる、または営もうとする中小企業者及び組合
	・愛媛県信用保証協会の保証対象業種を営んでいるもの ・市税等の滞納のないもの ※中小企業緊急経営資金については、直近3か月間の月平均売上が前年同期に比べ、3%以上減少していること。振興資金との併用は不可。ただし、振興資金の借り換え(旧債決済)は可。			
融資条件	愛媛県信用保証協会の保証付き融資申込みについては、原則、経営者本人以外の第三者連帯保証人は求めません			
資金用途	運転・設備	運転	運転	設備
融資限度額	500万円	300万円	1,000万円	6,000万円 (対象設備資金の75%以内)
利率(※)	年1.80%	年1.30%	年1.80%	年1.30%
融資期間	60か月以内	6か月以内	72か月以内	120か月以内
返済方法	据置3か月以内の均等返済	一括返済	一括返済または据置12か月以内の均等返済	据置12か月以内の均等返済
保証料率	0.45~1.66%			0.45~1.90%
保証料助成	融資金を期日までに返済した場合、融資金500万円を限度として、愛媛県信用保証協会に支払った保証料相当額の助成が受けられます。返済完了後60日以内に商工労政課への申請手続きが必要です。			
利子補給	返済開始日から1年を経過する日までの期間に支払った利子を助成します。(融資金500万円を限度とする。)該当する期間内の最終支払日から60日以内に商工労政課への申請手続きが必要です。 ※平成20年10月1日～平成22年3月31日の間に実行された融資が対象となります。			
取扱金融機関	伊予銀行 愛媛銀行 東予信用金庫 広島銀行 百十四銀行 香川銀行 高知銀行 愛媛信用金庫 (市内本・各支店)	伊予銀行 愛媛銀行 東予信用金庫 (市内本・各支店)	伊予銀行 愛媛銀行 東予信用金庫 百十四銀行 香川銀行 高知銀行 愛媛信用金庫 (市内本・各支店)	伊予銀行 愛媛銀行 東予信用金庫 広島銀行 百十四銀行 香川銀行 高知銀行 愛媛信用金庫 (市内本・各支店)

※利率は、融資決定時の日本政策金融公庫国民生活事業の普通貸付の利率を基準とします。

振興資金(長期)及び緊急経営資金は、基準利率-0.5%

振興資金(季節)及び設備近代化資金は、基準利率-1.0%

一覧表の利率は、平成21年1月30日現在

4 事業内容

- (1) 中小企業振興資金預託金（緊急経営資金含む） 234,000 千円
- (2) 中小企業設備近代化資金預託金 550,000 千円
- (3) 中小企業緊急経済対策資金預託金 10,000 千円
- (4) 中小企業豪雨災害対策特別融資預託金 5,454 千円
- (5) 中小企業振興資金等融資業務委託料 2,690 千円
- (6) 愛媛県信用保証協会負担金 2,041 千円
- (7) 中小企業振興資金等利子補給事業 3,282 千円

平成 20 年 10 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日までの間の市制度融資申込者に対し、返済開始日から 1 年を経過するまでの期間に支払った利子を助成する。

5 財源内訳

- (1) 諸収入 799,454 千円
- (2) 一財 8,013 千円

(施) ものづくり新居浜支援事業費（経済部 商工労政課）（新規）

9,414 千円

1 事業目的

ものづくり産業の現状を把握し、課題等を抽出・分析する中で、「ものづくりのまち」としての事業展開の方向性や新たな産業施策についての産業ビジョンを策定する。

2 事業年度

平成 21 年度

3 事業内容

- ・「ものづくり産業育成ビジョン策定委員会」の設置
- ・住友諸企業、ものづくり関連中小企業、東予産業創造センター等支援機関へのアンケート（約 300 事業所）、ヒアリング（約 80 事業所）、先進地の取組等調査等
- ・報告書、概要版を各 500 部作成

- (1) 産業ビジョン策定委員会委員報償費等 676 千円
- (2) 産業ビジョン策定業務委託料 8,738 千円

IV にぎわいと活力にみちたまちづくり

◎企業誘致・立地の推進

(施) **企業立地促進対策費 (経済部 商工労政課)** (拡充)

100,093千円 (50,093千円)

1 事業目的

新居浜市企業立地促進条例に基づき、市内への企業立地を促進するため必要な奨励措置を講じ、本市産業の振興・多様化と雇用の促進を図り、地域の活性化に資する。

2 事業年度

昭和57年度～

3 事業概要

別表(第5条関係)

項	区分	交付要件	奨励金の額	限度額
1	企業立地促進奨励金	(1) 企業の立地に伴う新規雇用従業員が20人(中小企業者にあつては10人)以上のとき。	投下固定資産総額(取得に限る。以下同じ。)について市が評価した額の100分の5以内の額	1億円
		(2) 企業の立地に伴う新規雇用従業員が10人以上20人(中小企業者にあつては5人以上10人)未満のとき。	投下固定資産総額について市が評価した額の100分の2.8以内の額	
		(3) 企業の立地に伴う新規雇用従業員が5人以上10人(中小企業者にあつては1人以上5人)未満のとき。	投下固定資産総額について市が評価した額の100分の1.4以内の額	
		(4) 企業の立地に伴う新規雇用従業員が5人未満(中小企業者にあつては零)のとき。	投下固定資産総額について市が評価した額の100分の0.7以内の額	
2	新規事業促進奨励金	新設又は新たな事業展開(日本標準産業分類の中分類以上の変更をいう。)に伴う増設若しくは移転による企業の立地をしたとき。	投下固定資産総額について市が評価した額の100分の1.4以内の額	1億円
3	雇用促進奨励金	企業の立地に伴い新規雇用従業員を5人(中小企業者にあつては2人)以上かつ引き続き1年以上雇用したとき。	新規雇用従業員1人につき50万円以内の額	3,000万円
4	環境保全施設等奨励金	製造業又は規則で定める特定事業に属する事業者が、企業の立地に伴い規則で定める環境保全施設等奨励金対象事業を実施したとき。	事業の実施に要した経費又は固定資産税の算定基準となった工場等の床面積に1平方メートル当たり2,500円を乗じて得た額のいずれか低い額	5,000万円
5	用地取得奨励金	市が造成した用地を市から直接取得し、企業の立地をしたとき。	企業の立地に係る土地の取得価格の100分の30以内の額	3億円
		市の事業用借地に立地する企業が当該用地を市から取得したとき。	土地の取得価格の100分の10以内の額	
		都市計画法第8条第1項に規定する、準工業地域、工業地域、工業専用地域又は特定用途制限地域(産業居住地区に限る。)の民有地を取得し、企業の立地をしたとき。ただし、取得面積は1,000平方メートル以上とし、一つの土地について1回限りとする。	市が評価した額の100分の30以内の額	

※当初計上額は一部のみ

4 事業内容

- (1) 補助金 100,000千円
- (2) 企業立地促進法関連事業負担金 93千円

◎農林水産業の振興

(単)市単独土地改良事業(経済部 農地整備課)

40,000千円 (35,000千円)

1 事業目的

農作業機械の移動や農産物の運搬の効率を高めるための道路の整備を図るとともに、地域住民の生活道路としても役立つ農道の整備と、用水路などの整備や大雨の時、水田から川へ雨を流すための排水路などを整備する。

2 事業年度

平成21年度

3 事業内容

(1)補助金 36,500千円

水路改良2地区、農道改良2地区、ため池2地区、揚水機改良4地区

(2)原材料費 3,500千円

(公)ため池等整備事業(経済部 農地整備課)

18,455千円 (26,415千円)

1 事業目的

農業用水の安定供給と洪水による災害を未然に防止するため、老朽化した柳谷上池、中谷池の改修工事を行う。

2 事業年度

(1)柳谷上池：平成21年度～23年度、

(2)中谷池(県営)：平成19年度～22年度

3 事業概要

(1)柳谷上池

①総事業費：45,684千円

②内容：測量調査一式、堤体工(L=40m)、法面保護工(N=一式)、取水施設工(N=一式)

(2)中谷池

①総事業費：108,242千円

②内容：測量調査一式、堤体工(L=90m)、法面保護工(N=一式)、取水施設工(N=一式)、洪水吐工(N=一式)

4 21年度の事業内容

(1)柳谷上池 5,080千円

①測量調査一式 5,000千円

②事務費 50千円 ③負担金 30千円(県土地改良事業団体連合会負担金)

(2)中谷池 13,375千円

①負担金 13,125千円

県営土地改良事業負担金(堤体工L=55m及び取水施設工、洪水吐工一式)

②事務費 250千円

5 財源内訳

(1)県50% 2,525千円(間接国費)

(2)県15% 750千円

(3)市債90% 13,400千円 一般公共事業債(災害関連)(交付税算入率1/3)

(4)一財 1,780千円

IV にぎわいと活力にみちたまちづくり

(施) **地産地消推進事業費 (経済部 農林水産課)** (新規)

250千円

1 事業目的

地産地消を推進するため、消費拡大事業を実施する。

2 事業年度

平成21年度

3 事業概要

- ・新居浜産農産物のキャッチフレーズの募集
- ・マスコットキャラクター製作及び愛称募集

4 21年度の事業内容 事業費 250千円

- (1) 報償費 140千円 (マスコットキャラクター 愛称募集記念品)
(2) 委託料 100千円 (マスコットキャラクター作成委託料) ほか

◎勤労者福祉の充実

(施) **高齢者労働能力活用費 (経済部 商工労政課)** (拡充)

59,160千円 (14,160千円)

1 事業目的

高齢者の生きがい対策、就業機会の確保のため、シルバー人材センターの機能充実に
向けた支援を行う。

2 事業年度

平成21年度

3 事業内容

定年退職後等の高齢者を対象とした臨時的かつ短期的な就業機会の提供を通じて、
高齢者の能力を活かした活力ある地域社会づくりや健康で生きがいのある生活の実現
に寄与する。

また、近年会員への配分金等の支払いにおいて資金繰りが厳しい状況にあることから、
新たに運営資金の貸付をおこない、運営の安定化を図る。

(1) 運営補助金 14,060千円

人件費	7,000千円
一般管理費	2,600千円
安全・適正就業推進費	160千円
普及啓発費	1,000千円
就業開拓提供費	1,800千円
シニア労働能力活用事業	1,500千円

(2) 負担金 100千円

(3) 貸付金 45,000千円

シルバー人材センター運営資金貸付金

4 財源内訳

(1) シルバー人材センター貸付金元利収入 45,000千円

(2) 一財 14,160千円